

環境影響評価審査会総会 会議録

- 1 日時：平成 25 年 4 月 19 日（金）15:00～17:00
- 2 場所：ラッセホール 5 階サンフラワー
- 3 議 題
 - (1) 諮問
 - ・環境影響評価指針の改正について
 - ・環境影響評価方法書の審査について
 - (2) 環境影響評価指針の改正について
 - (3) 三菱高砂製作所実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る環境影響評価方法書の審査について
 - (4) その他
- 4 出席委員：服部会長、大迫委員、小谷委員、上南木委員、近藤委員、澤木委員、住友委員、辻委員、中辻委員、別府委員、増沢委員、益田委員
- 5 兵庫県：環境部長、環境管理局长
環境影響評価室長、課長補佐兼審査情報係長他係員 3 名
自然環境課、水大気課、環境整備課
- 6 事業者：三菱重工業株式会社
- 7 傍聴者：1 名
- 8 配布資料
 - 資料 1 環境影響評価指針の改正について（諮問）
 - 資料 2 環境影響評価方法書の審査について（諮問）
 - 資料 3 環境影響評価に関する条例の改正について
 - 資料 4 改正条例における環境影響評価指針の位置づけ
 - 資料 5 環境影響評価法の手続の流れについて（三菱高砂製作所）
 - 資料 6 三菱高砂製作所実証設備複合サイクル発電所更新計画について
 - 資料 7 関西電力姫路第二発電所について
 - 資料 8 北近畿豊岡自動車道（豊岡北～豊岡南）について
- 9 議事概要
環境影響評価指針の改正について
（事務局が資料 1、3、4 により環境影響評価指針の改正について説明。）
〔質疑なし〕
（会長）部会を設置して審議することについて、了解とします。
部会委員は、小谷委員、西村委員、花田委員、山下委員、私の 5 名とします。
部会長は、小谷先生にお願いします。8 月までに 3 回程度開催予定とします。

三菱高砂製作所実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る環境影響評価方法書の審査について

(事務局が資料5により三菱高砂製作所実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る環境影響評価方法書の審査の手続の流れについて説明。その後、事業者が資料6により三菱高砂製作所実証設備複合サイクル発電所更新計画について説明。)

〔質疑〕

(委員)

動物の保全の見地から、質問と意見を言わせていただきます。

既存施設の隣に更新設備をつけるということですが、今某かの設備があるんですか、単なる更地ですか。

(事業者)

現状は、資材置き場のような形になっております。

一部可動式のテントハウスのようなものもありますが、恒常的に置いているものはありません。

(委員)

動物とか植物というのは、資材置き場なり某かのものが既に置かれて、その場所が変わったとしても、年数がたつと適応するものが出てくるんですよ。

例えば、鳥の場合ですとハヤブサなんていう猛禽が、本来は海岸で営巣する鳥だったのが、都会のビルなり鉄塔で営巣することがあるわけです。ある場所を改変して、年数が経つと、それに合わせた形の動物とか植物とかいうのも出てくる場合があります。

僕が気にしているのは、その新たに作るところが十数年同じような形である若しくは既存施設の16年とかすると、その施設設備が非常に人工的なものであっても、その設備に合ったものが、もしかすると居るかも知れない。そういう可能性があることを考えると、まずその場所で隣の既存施設及び次の候補地のところで、そういうものが居るか居ないかもきちんと調べておかないと、以前はいなかったとしても、今は居るかもしれないので、そういう調査は念頭に置いておいて欲しいですね。

(事業者)

そういうこともございまして、動植物につきましては、今回、通年で調査するというところで、進めております。従いまして、そのハヤブサ等につきましても、今回調査をしております。

(委員)

それともう一つ気になったのが、更地にすると、実は海岸端なものですから、例えば、コアジサシという希少な鳥がいるのですが、更地になった瞬間に集まって、営巣を開始するんです。

事実、変えている途中でもそれをうまく利用するものがあるので、利用するものが出てきたときの配慮が必要かと思われます。

(事業者)

わかりました。検討させていただきます。

(会長)

植物も動物と同じなんですけども、この地域のなかには貴重な自然というのは基本的はなく問題ないと思うんですけど、今回の対象地域あるいはその周辺というか工場敷地の中にどういう植物が生えているかとかいうような調査が必要ではないか。例えば今までに植栽した植物の中で外来種をたくさん植え込んでいるとかですね。そういうようなマイナスの要因があるかもわからないので、是非とも周辺部を幾ら調査してもあまり意味はないと思いますが、内部だけは、工場敷地の内部だけは調査していただいた方がいいんじゃないかと思います。

(事業者)

動植物につきましては、調査範囲は対象事業実施区域ではなくて当所の敷地全体ということで進めさせていただいてます。

(委員)

事業そのものについて、少し教えていただきたいんですけども、タービンの実証試験用の発電所ということと伺いましたが、設備については普通の発電所と変わらないという話だったかと思うのですが、他に何か違いはないのでしょうか、例えば運転時間とか。それから、電気事業法ですとか、取り扱いとして、特に火力発電所の中で実証設備用というものについて何か区別している部分があるのかということをちょっと教えて頂きたいのですが。

(事業者)

はい、設備から言えば発電所の発電設備と全く同じでございますが、その発電の目的が、通常の IPP (Independent Power Producer: 卸電力事業) でしたら、当然発電して売ることが目的になりますので、年間の稼働時間は、通常であれば通年で 6,000 時間とか 8,000 時間とか、ベース電源とかミドル電源とかで変わりますが、非常に長時間の運転となります。一方、実証設備というのは、その発電した電気を売ることよりもまずは開発したガスタービンの検証をするということが目的になります。

従いまして、年間を通じて運転を続けるということとはございません。

今、計画しておりますのは、既存の実証設備の運転がどういうパターンかといいますと、年間 12 箇月のうち 6 箇月間につきましては、だいたい連続的に運転して、信頼性の確認を行ってます。

それは主に電力会社のデマンドの厳しい夏場と冬場の 6 箇月間でございます。

一方、春と秋の 6 箇月間は何をしているかといいますと、新しく開発したものの、ガスタービンでありましたら、燃焼器でありますとか、色んな部品を開発しておりますので、そ

ういうものを、実際の機械に組み込みまして、その状態で、運転する、この運転というのは開発品を取り付けたり外したりしますので、ときには回ったり止まったりという形になります。それが春と秋の6箇月間です。

従いまして、普通の発電設備と違うのは、年間を通じての運転ではなくて、年間の半分くらいは、普通の発電所と同じような運転、残りの半分というのは、新たに開発した製品の、検証を行っているという、そういう設備でございます。

(委員)

すみません、もう1点、先ほど聞いた質問ですが、電気事業法とアセス法の適用関係で、対象のものと対象でないものの区別をしているのかという質問についてはですが。

(事業者)

アセス法上は、15万キロワット以上の発電設備に該当しますので、これは第1種事業で、法アセスの対象になります。当然、電気事業法にも則ったものになります。

(委員)

対象になるということは最初からご説明いただいているのですけれども、細かい部分で、何か区別して扱っている部分などはあるのでしょうか。

(事業者)

それは特にはないです。

(委員)

燃料として主に都市ガスを使われているということですね、除去設備としておそらく脱硝設備はつけられていると思うのですが、ダストコレクターはついてるのでしょうか。

(事業者)

都市ガスということでダストは出ないのでダストコレクターはつけていません。

(委員)

ただ先ほどのご説明のときに一部重油も使うときがあると説明があったのですが。

(事業者)

使うのはクリーンな灯油でございます。

(委員)

わかりました。

つけないということですね。わかりました。

もう1つですね、あまり出ないと思うんですけども、昨今は微小粒子についてもいろいろ問題が出ているので、そういった点はどういうふうに考えられてるのでしょうか。

(事業者)

そのあたりは今後経産省と相談していきたいと思いますが、まだそこは、評価基準も何も決まってませんので、アセスにどう折り込むかというのは、まだ現段階では何とも言いようがないところではないかと思っております。

(委員)

最初に説明があった、排気筒の高さが現況 59 メートルということですけど、次はどれくらいの高さに設計されるかということと、その見え方の範囲ですが。要するに、影響を検討する圏域というのはどのように考えておられるのでしょうか。

(事業者)

更新後の設備は、100 メートルを考えております。
これは当然 NO_x の着地点濃度を下げることから、現状の 59 メートルではなくて、100 メートルで今計画をしております。

従いまして 100 メートルになりますと、どうしても景観への影響がどうだという話になりますので、当然、景観面をアセスの調査対象項目にしています。景観ポイントというのを決めまして、フォトモンタージュでどういう見え方になるかというのは、今後検討していくということになってます。

(委員)

その場合に陸域の視点場は想定されているのでいいんですが、海域からの視点場というのも、観光用の船であるとか、定期的に来るとか通るとか、場合によっては想定されるんじゃないか。そのあたりは。

(事業者)

3月の、経済産業省の顧問会の委員の現地調査のときに、まさにそのお話が出ました。

今、海域でも必要なポイントがあるかというのを検討しております。

(澤木委員)

参考までに聞かせて欲しいのだが、現状で煙突の下にある廃熱回収蒸気発生施設は、構造物と配管が露出しています。これは機能上こういう形をとらざるを得ないものなのでしょうか。壁で囲うことはできないのか。

(事業者)

基本的には、こういうむき出しの形というのもかなり多いとは思いますが、確かに壁で囲まれているような、電気事業者もありますが、だいたい半々だと思っております。

基本的には囲うか囲わないかというのは別に全く機能上影響はありませんが、または見栄えとかそういう問題にはなるかと思えます。

(会長)

部会を設置して審議することについて、了解します。

部会委員は、近藤委員、澤木委員、菅原委員、住友委員、中野委員、室山委員、私の7名とします。8月までに3回程度開催を予定し、うち1回は現地視察とします。

報告事項

- (1) 関西電力姫路第二発電所の既設施設の廃止延長について
- (2) 北近畿豊岡自動車道(豊岡北～豊岡南)について

事務局より、資料7により、関西電力姫路第二発電所の既設施設の廃止延長について、資料8により「北近畿豊岡自動車道（豊岡北～豊岡南）について」報告。

〔質疑〕

（委員）

ちょっとお尋ねしたいのですが、最初の関電の方のお話ですが、先ほど環境アセスの対象にはならないという話でしたが、環境アセスメントの法律そのものが、こういうことを想定してなかったっていう、そういうことなんですか。

（事務局）

はい。そもそも、環境アセスの対象となります事業につきましては、事業実施しようとする者が事業者と規定されておりまして、一旦事業に着手してしまうと、その者については法律で定める事業者にならないという解釈となっております。

そのために、今回のように、一旦事業に着手してしまいますと、その事業につきまして、法律の最初の対象となる事業者かどうかというところにおいて、事業者でないということになりますので、法アセスの対象ではないということです。

今回は、既設施設の廃止の延長でございますので、元々あった施設の廃止の延長でございますので、アセスの対象事業にならないということから、法アセスにはかからないというふうに考えてます。

（事務局）

委員ご指摘のとおり、法で規定されていない部分ということになるかと思えます。

（委員）

考えようによっては、アセスメントそのものが不手際だったという考え方もできるわけですよ。

自分たちが予定していたような状況にならないわけじゃないですか。

だから、県の方で、法律の枠組みを超えてアセスメントをもう1回やらせるというのは大変良いことだと思うんですけど、こういう風なことは、今後もたぶん起こり得ますよね、悪意があるとは決して思わないんですけど、関電の状況はみんな良くわかっているんで、悪意を感じている人は誰もいないと思うんですけど、もしこういうことが可能であったらば、最初からそれを想定してアセスメントを出すことだってできるわけですよ、だからちょっとまずいんじゃないかって思います。

（事務局）

ご指摘の件は、私どももそのように考えております。

それで先ほど説明しましたように、次回の審査会、8月ぐらいを考えておりますけど、そのときに事業者のほうから、そのあたりの詳細について説明を求めたいと考えております。

（会長）

報告を受けたいと思うけど、報告したくないと言ったら、しなければならない義務はないわけですね。

(事務局)

はい。

ただ、事務局としては事業者に、そういう説明を指導ということになるかと思えますけど、努めていきたいと考えております。

(委員)

こういうことがあったということは、環境省には報告されることになるんですか。

(事務局)

はい。

(事務局)

先ほど事務局から法の解釈について説明しましたが、それにつきましては環境省に、私どもと協議をして、そのような解釈だと環境省から聞き及んでおります。

(委員)

今後のことを考えると、こういう法の不備はなんとかしてもらわないと、それに従って審査してる側は困るわけですね。

(事務局)

はい。先ほども申しましたように、確かに法の不備というか抜け穴的なこととなりますので、その点につきましては私どもから環境省に報告したうえで対応を求めたいと思っております。

(事務局)

今のご指摘で、国の方も十分にそういう状況を踏まえた上で今の解釈を出してきております。

この案件を通じて、この案件そのもののこと、それから制度のことについての詳細を次回ご報告させていただいて、先生方のご意見を踏まえつつ考える必要があるのかと、現在はそのように思っております。

(委員)

「廃止の延長」ということがなじまないのですが。

この「廃止」の「延長」という言葉の言葉遣いがおかしい。

(事務局)

稼働の延長というのが正しいでしょうか、当初計画が「廃止」なので。

(委員)

「廃止の延期」とか、「延期」と言われるとはっきりするのでは。

「延長」という言葉遣いでは何かなじまない。

(事務局)

次回そのことを踏まえて説明させていただきたい。

適切に表現させていただきたいと思えます。

(会長)

本来ならば、もう1回アセスをやり直すということでしょうけど、手続き上そういうことなんでしょうが、法的にはどうにもならないので、事業者から報告を受けたいと思います。8月に報告を受けたいと思います。